

にでなければ、その辺をひとつ明確にお答えしていただきたいと思います。

第三点、特にこれは、先ほど指田議員さんから、西多摩広域市町村圏というような問題の御質問がございました。でも、市長も、その私の質問に対して、その構想に沿うようなお話がございました。また、この広域行政の推進については、今後、こうした西多摩広域市町村圏の動きを見て、中期計画等に取入れてまいりたいと、このような御答弁をいただいたわけでございます。しかし、ちょうどここで、私はひきこることをお尋ね申し上げるかと、先ほどの金協にしろ、西多摩広域市町村圏というもののお話がございましたが、この構想はいつから始まったのか、これをお尋ね申し上げたいと思っております。それともが入手しております。いろいろな情報によりますと、とにかく地方交付税や地方債のかさ上げ特別措置が取られるメリットは、本年度ペースで、計一億七千六百万円の財源がふえるという、おわめて具体的な構想が、すでに

明らかになっております。しかも、この件に参加するのは、青梅、秋川、福生、五日市、羽村、瑞穂、日の出、奥多摩、檜原の九市町村であると、おわめて、もう具体的な話になる。であるならば、私は、いつから、いつこの動きが出てきたかということ。このようにこの取り組みは、やはり基本構想の中にも完全に入り込んでいる。そして、さき私が指摘しましたように、いろんな面の取り組みが広域化されている。しかもまた具体的に、いろいろな形のものが生まれて来るといふことであれば、当然、やはり中期計画の中に、すでに明らかにされておらなければならぬ問題ではないかという認識に立つていただいても、したがって、具体的には、西多摩広域市町村圏というものは、いつごろから、このように構想が浮かんできたのか、その点について、ひとつお答えいただきたいと思います。現在、この構想というものはどんなものなのか、あわせて御答弁をいただきたいと思います。以上です。

○建設部長（内田和雄君） ただいま御指摘の交通安全対策等についてでございますが、予算的には、いろんな施設の整備費といった

しまして、昨年度より四百万円程度、本年度予算については下がっております。内容につきましては、私ともいろいろ検討はしまして予算計上したわけでございますが、内容としては、交通安全対策の諸施設につきまして、警視庁の対応が非常に変わってきているという事も事実でございます。

たとえば、線列きのような場合も、今まで大型車が、三メートル五〇センチの幅の線が、これを三メートルに縮めて、その中を通させるとか、それから、特に多い、二輪車のレーンも特別につくるとか、いろいろなことで、そういうふうな点の対応策がいろいろ変わっておりますが、私どもも警察署の交通の方ともいろいろ打ち合わせをいたしまして、来年度に実施していくものについて予算化したわけです。この中には、照明灯とか標式とか、文字の記号、反射鏡、キャンペーン等があるわけでございますが、これらも活用はしまして、交通事故もできるだけ少なくなるように、また、現在、警察で対応しております方法についても取り入れまして、交通安全については十全を期して、

たいと、かように思っております。

金額的には、確かに五十七年度の当初から見ますと、四百程度下がっておりますが、そういうことで警察署との調整も行っております。その中で予算計上でございます。また、これからいろいろ交通安全につきましては、警察の方とも調整をしながら万全を期してまいりたいと思っております。確かに予算上では減額しておりますが、安全対策については、その水準を下げないように実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○企画財政部長（生子国利君）

私の方から、第一点、第三点につきまして

御答弁申し上げます。

まず、予算編成関係でございますが、御指摘のとおり、五十八年度については予算編成はできんじやないかと。しかし、今後の見通しとして、非常に財政的にも検討を加えなければならぬ点もございますが、五十八年度においても、すでに一番問題になっております収入面でございますが、収入面につきましては、昨年も同様でございますが、まず特色として、昨

年諮問をいたしました保育料の徴収基準の改定、これを答申したわけですが、諮問どおり、国の基準の五〇％を徴収して頂くべきではないかというふうな考え方に立ちました答申でございまして、それを踏襲して、五十八年度当初予算には受益者負担として、これが新たに入っております。

それと、もう一つ、今後、予算上の問題で考えられる点は、国保の問題がこれから出るんじゃないかと、国保の問題につきましては、本年度、昨年に対しまして当初予算において、一般会計から九千二百万円、繰り出し金を出している。それらと同時に、さらに国民健康保険そのものにつきましては、医療費の増高等を考えますと、まだまだは、もう少しした数字というものは、五十八年度においても出ないんじゃないかと思えます。五十七年度においても、まだは、もう少しした点は、いまいませんが、いすれにしても、国保財政につきましては、予測が非常に立ちにくく、というよりは、これは議員さん、御承知のとおりだと思いますが、そのほうが現状にございまして、われわれとしても、鋭意、推計を立っております。

ますけれども、病人の増加というよりな場合には、やはり医療費のアップという問題になるんじゃないかと思えます。そこで五十七年度についても、その間に懸念はございしますが、五十八年度においても、所得の決定がなれます五十八年の九月ごろになりますと、は、もう少しした点が出るんじゃないかと。それと同時に、医療費の推計も出てくるのではないかと。いふうな関係になりますと、そこで財政上の問題が一つ派生するんじゃないかと。その場合に、どういふふうにするかという点につきましては、この受益者の負担の関係も考えられる。懸念はされておるわけです。そのうちで、「この二点が、大きな予算上で考えていかなければならぬ問題ではないかと思えます。」

それから、広域圏の問題につきましては、これは前回の協議会でお話し申し上げたんですが、これは、五十四年当時に、新広域市町村圏というものが上がってきて、それに基づいて、全国的にはすでにそういう組織はつくっておりますが、東京都においては、先ほども御指摘のよう、各一部事務組合というものによって、かなりそういう事

業の面を消化してゐるわけですが、しかレ今後は、たゞその財政的な問題とか、そういったものから考えますと、やはり御指摘のように、広域的にやるべき必要が、その方が財政的にもよろしいし、また利用度等を考えてみましても、そういう問題が出てきますし、そういう点では、いすれにしても、広域圏というものを考えざるを得ないと思つます。

西多摩地区に於て話が出したのは、昨年の六月ごろから、この問題が派生されたわけですが、法的に、こゝろふりなものはどうか、といふふりなものは、東京都からも提案されたわけですが、そこで、西多摩地域としての考えずとして、一応研究してみようという段階になりました。現在、研究がかなり詰まっておりますが、先般の金協で、大体、概要を申し上げたんですが、さらにこれに付しましては、研究会その他の詰めて、やはりこれが必要性があるということの決断をつけまして、いすれにしても、また、議会に御提案申し上げまして、議決を得て、広域圏というものを設置すると。そこにおいて初めて、広域圏で必要なものの施設をつくっていくというふりな考え方

なんです。大きく考えますと、まだ福生市としても、基本構想の中に幾つかの建設するような事業がございますが、これらについても広域的にやる方がよろしいというふりなものもあるんじゃないかと。そういう点で、今後これに付しましては積極的に取り組んでいきたい。特に、五十八年度の予算等におきても、市民会館等の例をとりましても、昭島にも市民会館ができる、福生の市民会館、あるいは秋川市にもできるといふようなことになりますと、だんだん、だんだん、そういったものの利用度がいくるかということも考えますと、やはりこれは広域的に考えた方がいいんじゃないかというふうな問題が出るんじゃないかと。市民会館だけではなく、たとえば博物館にしても、そういう問題が出るのではないかと、いふようなことも考えあわせながら、今後、十分そういった点については、広域圏を主体として考えていきたい、というふうに考えています。

実施については、まだいろいろ申し上げられませんが、推定として、前回、協議会で御答弁したと思つますが、まだ確定はしていません。

ん。いすれにしても、これは議会の議決を得ない限りは、これはできな
いわけですから、いすれそういつた試案が、次第、議会にお諮りし
て、その方向に考えたいと思ふ。しかし、先ほど市長の施政方針
の中で、そういった広域圏に参画はしたいというふうな、行政のサイド
としては、考え方を持っております。以上でございます。

○助役（古谷徳男君） 自席からお答え申し上げます。

人件費の点でございますが、財政的に無理なのか、国や都の
圧力で無理なのか、その点の考え方の問題でございますけれども、
財政的には、五十七年度では三分の改定の分という予算
を持っておりますので、この範囲ならば改定はできるわけございま
すけれども、どちらかと言えは後者の、すはり後者の国の圧力と
いうことでございせんか。先ほど市長の方の答弁の中にもございま
したように、やはり自治体である以上、市長が、いろいろふりにしたと
いうことになれば、ですすはすはございすけれども、こういった現在の
情勢の中で、国がやらな、都がやらな、と、いろいろふりな、となつ

ておりますし、特に福生の場合ですと、昨年からいろいろ御説明
申し上げておりますけれども、給与の水準、ラスバイレス等も高
いすであると、そういった関係もございまして、指導を受けてゐるのは事
実でございます。そういった中におきまして、やはり市を預かる市長
といたしましては、先ほどから申し上げておるように、そういったものに先が
けてやる考えは持たないかと、そういったことでございまして、やはりいろ
いろ、給与の適正化というか、こういった問題に對しましては、今年度
もいろいろ、二十六市の市長会、あるいは助役会、こういったところで
検討はしてゐるわけでございますが、やはり各市とも、むづかしい問題
である、こういったことにはなつておるようでございす。

私どもといたしまして、こういった給与は、原則的には関係議員さんが
おっしゃるようには、自治体独自で決めたいというところはわかつておるわけ
ですけれども、やはり一般的に他の自治体、そういった同じような規
模の市町村、そういったものの均衡ということも、ひとつございすので、そ
うした中におきまして、今後、現在のところでは、組合の方とも積極

的に、こういうものについては、今後さらに、そういった交渉は進めていくと、
いうことで考えておりますので、その点、御理解いただきたいと思います。こ
う点については、ぜひ今回の給与改定という面については、本当に趣旨
から言いますと、できないというものはおかしいというところはありますが、ひとつ見
合せていたということではございますので、そういう点も御理解いただきた
い、このように思います。

○議長（末次性男君） これより午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十八分 休憩

午後一時一分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
引き続き質問を行います。

○二十三番（関 米吉君） それでは三回目ということになるわけで、非常
にくわいとお尋ね申し上げて恐縮ですけれども、午前中に引
続きまして、一、二について、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

まず、五十八年度の予算の関係で、けしと市長が述べられた、
適正なる受益者の負担を行う、財源基盤の確立を図るというた
い、ことについて、生子部長の方から、このことの具体的な例としては、国保
の点と、保育料の点だということではございました。このうち、国保の点は、
私も審議委員として、部長の答弁は十分に理解できるところでございます。
ただ、保育料の改定の問題でございますけれども、その前にお答えいた
した、この二つ以外には、もう受益者負担の問題は、五十八年度は考
えていないというふうに理解して、かという前提があるわけですけれども、お
答えいただいた二つ以外には考えていないのかどうかというところを、まずお尋ねし
た上で、そして国保の点については了解できました。ただ、保育料の改
定の問題は、確かに、お答えいただきましたように、国基準の五〇％を
標準として、そういうようなことで、今後処すべきであるという答申に基づ
くものであると、このように聞いておりますが、そうすると、これは、いわゆる、
当市の純然たる、内部的な財政事情による、やむにやまれない改定と
いうことではなしに、国の基準、すなわち国の都合による地方自治体へ

のつけ回し、というような表現が適切であるかどうか知らんけれども、その結果に基づき、その答申があるからやらなければいけないのだというようにして理解していいのかどうか。おわかりいただけると思いますが、うちの方の財政的事情でもって、こうやるんじゃない。国の方の基準がそうだったし、答申がこうあるからこういうふうにしてやるんだというふうな考え方で正しいかどうかという点であります。

それから、人件費問題、助役さんからいろいろと御答弁をいただきました。市長さんからも御答弁をいただきました。まことにくだいようなことで大変申しわけございませんが、お金はあまんだと。職員の言うのは、ものもなんだと。しかし、動きがとれない地方自治体としての問題を理解していただきたと、こういうよりなことでございますけれども、その辺の立場は、私としても理解するにやぶさかではないわけでござりますけれども、ただ、そういふ考えただけでは、私はこの問題は解決せんじやないかなと、また平行線をたどらざるを得ないんじゃないかという、そこでござりますので、恐縮でござりますけれども、市長は、この問題につい

ては、ただ手をこまねて国や都の出方を待つて対処するということなのか。市長の非常に苦しい立場はわかるのでござりますけれども、いまの国、都のやり方では、市長権限に対する不当な弾圧ではないかと、こういふふうに思っておりますが、市長本来が持つてゐる自治体統治者の権限を行使でござんないというよりな、強圧的な不当介入ではないかと。市の自主的な判断がでるようには、何とかそういう面については、市長独自の判断がでる本来の姿というものについて、たとえば単に当市だけでは、非常にむずかしい問題かもしれないけれども、国や都に、そういった問題の働きかけも、市長会とか助役会というものが行っているのか、あるいは行く気があるのかどうか。

それから、この問題については、ひとつこの点はいかかなものでしょうか。このストップによって、本来四月から上がなければならぬ賃金が上がらないと。ところが、この期間に退職者はあったかどうか。退職された方があったとするならば、退職金の基準というものは、何と言いますか、本来、自分が与えられるべきものが、都合によってストップされてし

まつた。これは、なぜこういふことをお尋ねするかと言ふと、本来、三月になれば、当然、財源調整という措置でもっての補正が行われるわけです。五十七年度の予算、三名は、いわゆる財源調整しないでそのまゝというよりは、やはり私は、そういふに何らかの含みがあつても、もし国や都が、そういうものについて何らかの処置をやつたならば、その財源は確実に留保しておかなければならない。動きがあるならば。という形で、この補正が行われてゐるんじゃないかというふうに理解するわけですから、言うなれば、理事者側の気持ちで、そこにあられてゐる人になつて、気持ちで、私は解しておるんですが、そういう気でもって、五十七年度の人件費というものは、手つかずのままになつてゐるのかどうか。年度の最終を迎えて、今後、人件費はどうなつていくのか、ということ、一つお答えしていただきたいと思います。

それから、三番目の、これも余り、くだるべき問題ではございませんけれども、私も当初申しましたとおり、広域行政の推進というものは、水もやすものではないというところで来たんですが、ただ、先ほど

の私の質問にお答えしたに於いて、部分が一つあるんです。と言ふのは、この構想はいつから起されてゐるんだと。いつごろから、これ始まつたのか、ということ。これは端的に申しますと、きのうまでの問題ではなと思ふ。すでに都においては、多くの昔から計画され、推進されて、五十八年度予算特別委員会において、その構想を明らかにしたと、私はそう解してゐるんですが、ずっと前からあったんじゃないかと、きうふうに思ふんですが、その辺について、ちょっとお尋ねしてみたいと思ふ。以上でございます。

○福祉部長（須崎進君） 目席からお許しをいただまして、保育料の改定についての考え方ににつきまして御答弁申し上げます。

国のつけ、財政事情というところでござりますけれども、基本的な考え方としては、保育料専門委員会の御答申をいただまして、国の中で、国の基準の五〇％を基本に、社会情勢、財政事情を考慮の上、逐次、近隣市町並みに均衡を保ちつつ是正すべしであるという御答申をいただいたものに基つてござります。お断り

として御了解を賜うにと思っておりますが、実は、保育料の国の保育料徴収基準の改定につきましては、まだ決まらないううの、現在でございます。ただ、東京都におきまして、二月に五十八年度の予算方針の概要説明がございました。それに基つて、国では大体五・五〇程度のアップが見込まれるということによりまして、御答申を尊重して五〇％に値上げをさせていたのだという考え方でございまして、二月に国の大体の、この考え方がございましたので、大変おくれて申しわけございません。以後、厚生委員会、全協等で御説明を申し上げたいと考えている次第でございます。よろしく願ひいたします。

○企画財政部長（生子国利君） いまの料金の関係でございますが、「現在のところ、保育料の受益者負担以外には、受益者負担にかかろものは特にありません。しかし、戸籍の手数料が、法の改正によりましてアップされるということになっておりますが、まだ法律が通っておりませんが、これか上かるとすれば、四月一日から実施の段階になると思いますがそれ以外はいまのところ、五十八年度におきましては特に考えており

マセン。〕

それから、広域圏の問題でございますが、実は広域圏につきましては、先ほど申しましたとおり、四五年当時から、国の法的要綱に基づいてあつたわけですが、この西多摩地域において、そういう研究が入つて、これは、昨年の六月ごろから東京都において、そういうふうな広域的なものをやたらどうかというふうな説明会が行われたわけです。現在、その研究に入つてきて、たまたま、かなり内容的に詰込んで来たわけですが、ただ、内容的には、まだ検討の余地が十分ありますけれども、実際に、西多摩地区としての研究は、昨年の六月ごろから、重点的に進められております。まだ詰めには入っておりません。しかし、構想としては、この間、発表されたようなものがありますが、まだそれも、はっきり確認をしておるわけではございません。

○助役（古谷徳男君） 自席からお答え申し上げます。

人件費に関連する、先ほど来、お答え申し上げておりますけれども、市長独自のほうに考えておりますように、国や都へ呼かけを、市

長会、助役会等です。か、というふうなことが一つござりますが、これについては、再三、助役会等、あるいは市長会で検討を重ねてきておるわけでもござりますけれども、最終的には市長会といたしましては、あくまでも都に準じて行うというふうな、都の動向を見ると、この方針を、そのまま、今年度はそれでいくんだと、このうことが確認されておるわけでもござりますので、現状のところは、そのう方向で考えておるわけでもござります。

それから、退職者の問題とか、そういう関係に対する配慮、あるいは本年度、人件費を最終的にはその予算をどうするか、このうことをござりますけれども、やはり職員といたしまして、退職者のみについで、そういう取り扱をするというところは、現状のところ考えていなければならぬと思いますが、もう一つの人件費三％分につきましては、確かに今回の補正に組んでございませんで、最終の時点にいたしました。これらにつきましては、来年度と、このうことの配慮もしなければならぬとは考えておりますので、この分の人件費につきましては、一般の不

用額として繰り越すので、考え方としては、財政調整基金等に積み立てておいて、五十八年度に勧告等がありまして、その率が決まって給与改定を実施する場合には、その財源として保留をしておきたいと、このうふうな考え方を持っております。

そのうことをいひますと、当然最終的には、この予算にかかわるわけでもござりますので、ござりますれば、この予算の処置につきましては、専決等をさせておきたいけれども、鬼やろんですけれども、現在は、今年度の三％分については、そのう考えてもって処してまいりたいと、このように考えております。

○二十三番（関米吉君） 第一点の財政の問題につきましては、とにかく厳し、財政事情下にあるわけですから、もちろん、理事者といたしましては、いわゆる受益者負担なる名前に、安易に取りつくというふうなことは、な、というふうに確信しておるわけですから、都市施設整備基金からの取り崩しによつて、ようやく均衡を得、決定された五十八年度の予算、五十九年度、六十年年度と、さらに厳しさを増すことだらうと、思